

○大府市道路用地取得要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が行う道路の用地取得について必要な事項を定め、もって公共事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する道路及び大府市公共用物管理条例（平成7年大府市条例第4号）第2条第4号に規定する道路をいう。
- (2) 道路用地 道路として利用しようとする土地をいう。
- (3) 後退用地 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路のうち、一般の交通の用に供されており、その幅員が1.8メートル以上4メートル未満である道路の境界線と、その道路中心線からの水平距離が2メートルである線（当該狭あい道路がその中心からの水平距離2メートル未満で崖地、川、線路敷地その他これらに類するもの（以下この号において「崖地等」という。）に沿う場合においては、当該崖地等の狭あい道路側の境界線と、その境界線から狭あい道路の側に水平距離4メートルの線）との間にある土地をいう。
- (4) 隅切用地 角地の隅角を挟む三角形（角地の隅角を挟む辺を等辺とし、他の1辺の長さを原則3メートルとしたものをいう。）の部分の土地をいう。
- (5) 現況道路用地 道路用地内にある個人名義の土地をいう。
- (6) 位置指定道路 建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路をいう。

(道路用地等の取得方法等)

第3条 道路用地、後退用地及び現況道路用地（以下「道路用地等」という。）の取得方法については、別表に定めるところによる。

- 2 後退用地に関する手続等については、大府市建築行為等に係る後退用地等に関する要綱（以下「後退要綱」という。）に定めるところによる。

(権利の抹消)

第4条 取得しようとする道路用地等に所有権以外の権利が設定されている場合は、大府市財産管理規則（昭和46年大府市規則第4号）第3条の規定により措置する。

(取得価格)

第5条 道路用地を買収する場合の取得価格は、近隣売買実例価格、地価公示価格、不動産鑑定価格及び路線価を基に算出した額とする。

- 2 後退用地を買収する場合の取得価格は、固定資産税路線価とする。
- 3 現況道路用地を買収する場合の取得価格は、当該土地の固定資産税の課税状況に応じ、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。
 - (1) 課税の場合 路線価の10分の1以下の額（路線価の敷設がない場合は、固定資産評価額又は地価公示価格の10分の1以下の額）とする。
 - (2) 非課税の場合 路線価の10分の1以下の額（路線価の敷設がない場合は、固定資

産評価額又は地価公示価格の10分の1以下の額)とする。

- 4 道路用地等の取得価格の決定に際し、大府市有財産審査会は招集しないものとする。
ただし、別表第1項第1号の市の計画道路の取得価格を決定する場合はこの限りでない。
(費用負担)

第6条 道路用地等の測量費及び工事費の負担については、別表に定めるところによる。
ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りでない。

- 2 市長は、道路用地等の寄附若しくは買収に係る申請が虚偽若しくは不正の事実に基づいた場合又は申請者の事由により道路用地等の取得ができない場合は、必要な手続に要した経費を申請者に負担させるものとする。

(寄附採納)

第7条 道路用地及び後退用地として土地の寄附を受ける場合は、申請者により舗装等必要な整備が行われた後に寄附を受けるものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 行止まり道路は、寄附を受けることができない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 3 市長は、道路用地等の寄附を受けようとするときは、申請者に寄附採納願(別記様式)を提出させなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

区 分		取得方法	用地測量費を負担する者	道路工事費を負担する者
1 道路用地 (隅切用地を含む。)	(1) 市の計画道路	買収	市	市
	(2) 市の計画でないもの	寄附（帰属 ※2）※1	申請者	申請者
2 後退用地 (隅切用地を含む。)	(1) 後退要綱の対象となるもの	買収又は寄附	市 ※1	市 ※1
	(2) 前号に掲げるもの以外	寄附	申請者	申請者
3 現況道路用地 (隅切用地を含む。)	(1) 課税	買収	市	—
	(2) 非課税	寄附（市長が必要と認め た場合は、買収）	市	—
	(3) 位置指定道路	取得しない※1	—	—

備考 ※1 別に定める取扱基準により取り扱う。

※2 都市計画法に基づく開発行為に該当する場合

別記様式（第7条関係）

（表）

寄 附 採 納 願

年 月 日

大府市長 殿

住 所
申請者
氏 名

測量業者

（ ）

下記のとおり、（道路、排水一式）措置しましたので、公共財産として寄附したいので採納してください。

記

[現況]

1	境界の明示	有	無
2	排水溝設置状況	有	無
3	排水先の状況	有	無
4	路面等整備状態	有	無
5	その他付記	有	無

[物件]

所 在 地	地 目	地積 (㎡)
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡

備考 添付書類裏面

(裏)

◎道路評価記録

査定者

No.	区分	評価	備 考
1	境界明示	優良可	(杭) 箇所 本
2	路面整備		
3	幅 員		
4	側 溝		
5	マンホール		
6	通過道路		
7	舗 装		
8	砕石均し		
9	排水先		
	計		
	評 価	合 計	ラ ン ク

(配点) 優 3 (評価) 20点以上 Aランク
良 2 Bランク
可 1 Cランク

添付書類

- 1) 案内図 (1/2500)
- 2) 公図写
- 3) 測量図
- 4) 構造図
- 5) 登記承諾書
- 6) 印鑑証明
- 7) 資格証明
- 8) 登記簿謄本
- 9) 写真